

EN09: 資格: 請求明細書のサービス提供量が「契約支給量」を超えています

介護給付費等 請求書				地域生活支援事業 請求書				障害児給付費等 請求書						
基本		明細		基本		明細		基本		明細				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
介護給付費等 明細書				地域生活支援事業 明細書				障害児給付費等 明細書						
基本	日数	集計	明細	契約	処遇	基本	集計	明細	基本	日数	集計	明細	契約	処遇
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計画相談支援給付費等請求書			障害児相談支援給付費等請求書			利用者負担上限額管理結果票			利用者負担上限額管理結果票 (障害児支援)					
基本		明細	サービス	基本		明細	サービス	基本		明細	サービス	基本		明細
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス提供実績記録票														
居宅介護		行動援護		重度訪問介護		重度包括支援		同行援護		児童デイサービス		短期入所		
基本	明細	基本	明細	基本	明細	基本	明細	基本	明細	基本	明細	基本	明細	明細
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活介護		共同生活介護		施設入所支援		旧法施設支援(入所)		旧法施設支援(通勤)		旧法施設支援(通所)		宿泊型自立訓練		
基本	明細	基本	明細	基本	明細	基本	明細	基本	明細	基本	明細	基本	明細	明細
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自立訓練(機能訓練)		自立訓練(生活訓練)		就労移行支援		就労継続支援		就労定着支援		自立生活援助		共同生活援助		
基本	明細	基本	明細	基本	明細	基本	明細	基本	明細	基本	明細	基本	明細	明細
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
障害児施設(入所)		障害児施設(通所)		地域移行支援		地域定着支援		障害児入所支援		児童発達支援		医療型児童発達支援		
基本	明細	基本	明細	基本	明細	基本	明細	基本	明細	基本	明細	基本	明細	明細
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放課後等デイ		居宅訪問型児童発達		保育所等訪問支援										
基本	明細	基本	明細	基本	明細									
-	-	-	-	-	-									

例) 介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)(一次審査で正常)の場合

介護給付費・訓練等給付費等明細書(確認リスト)
 (居宅介護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、児童デイサービス、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、旧法施設支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

市町村番号 991111 平成 22 年 4 月分
 助成自治体番号 991111
 委託者証番号 9900000001
 支給決定障害者等氏名 ショウコウ ナリ
 支給決定に係る障害児氏名
 指定事業所番号 9910011111
 請求事業者 事業者及びその事業所の名称 A事業所
 地域区分 特別区
 就労継続支援A型事業者負担減免措置実施 無し

利用者負担上限月額 ① 24,600 就労継続支援A型減免対象者 無し

利用者負担上限額 指定事業所番号 9910011111
 管理事業所 事業所名称 A事業所 管理結果 1 管理結果額 24,600

サービス種別	開始年月日	終了年月日	サービス日数	入所日数	外出日数
2 2	平成19年4月1日	平成 年 月 日	2 0		
3 2	平成19年4月1日	平成 年 月 日	3 0		

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
生活介護16	222111	1,299	2 0	25,980	
生介事業運営安定化	229990	1 0 0	2 0	2,000	
生介移行時運営安定化	229991	1 0 0	2 0	2,000	
施設入所16	322111	4 0 0	3 0	12,000	
施設移行時運営安定化	329991	1 0 0	3 0	3,000	

介護給付費等明細書情報(契約情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	決定サービスコード	契約支給量	...
2010.04	991111	9910011111	9900000001	221000	020.00	...

請求額計算書

総費用額	278,765	42,920	129,480	32,370	483,535
給付率に基づく利用者負担額②	250,888	42,920	116,532	32,370	
利用者負担額	27,877	0	12,948	0	
負担軽減(①②の内少ない数)	24,600	0	12,948	0	37,548
A型減免(事業者減免)					
減免後利用者負担額					
調整後利用者負担額	11,652	0	12,948	0	24,600
上限額管理後利用者負担額	11,652	0	12,948	0	24,600
決定利用者負担額	11,652	0	12,948	0	24,600
請求額	給付費 267,113	0	116,532	0	383,645
	特別対策費 42,920				75,290
自治体助成分請求額	2,913	0	3,237	0	6,150
算定日数		1,000	3 0	1,000	3 0
特別給付費			30,000		30,000
実費算定額			45,000		45,000

利用日数管理書

対象期間(開始)	平成22年4月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月
対象期間(終了)	平成22年6月	平成 年 月	平成 年 月	平成 年 月
当月の利用日数	2 0 日	日	日	日
原則日数の総和	6 7 日	日	日	日

助成金

請求先都道府県番号	サービス種別	請求額	サービス種別	請求額
990000	2 2	8,042		
	3 2	4,046		

チェック内容

項番	チェック名称	チェック内容	備考
1	契約支給量 チェック (障害福祉・障 害児支援)	<p>チェック対象の介護給付費等明細書情報(契約情報)(1)の契約支給量について、以下であることを確認する。</p> <p>(1) 介護給付費等明細書情報(明細情報)(2)のサービスコードに対する単位数表マスタ(請求)の決定サービスコードより算出したサービス提供量が、契約支給量以下であることを。(3)</p> <p>1 障害児支援の場合、障害児給付費等明細書情報(契約情報)に置き換える。 2 障害児支援の場合、障害児給付費等明細書情報(明細情報)に置き換える。 3 交換情報識別番号が「K122:障害児通所給付費・入所給付費等明細書情報」、または「K221:特例障害児通所給付費等明細書情報」の場合、チェックを実施する。</p>	警告 (二次審査の結果、返戻となる場合があります。)

原因と対処方法

以下の原因が考えられます。

- (1) 介護給付費等明細書情報(契約情報)(1)(2)の契約支給量が設定されている場合、介護給付費等明細書情報(明細情報)(3)のサービスコードに対する単位数表マスタ(請求)の決定サービスコードより算出したサービス提供量(4)が、介護給付費等明細書情報(契約情報)(2)の契約支給量より大きい。

例) 居宅介護の「116115:家事日中1.0」のサービス提供量が、介護給付費等明細書情報(契約情報)の契約支給量より大きい場合

以下の介護給付費等明細書情報(契約情報)を受け付けたとします。

介護給付費等明細書情報(契約情報)の契約支給量(30時間)が設定されている場合、介護給付費等明細書情報(明細情報)のサービスコード「116115:家事日中1.0」に対する単位数表マスタ(請求)の決定サービスコード「112000:居宅介護家事援助決定」より算出したサービス提供量(40時間)が、介護給付費等明細書情報(契約情報)の契約支給量(30時間)より大きいため、警告となります。

介護給付費等明細書情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード	回数	...
2010.03	991111	9910011111	9900000001	116115	40	...

単位数表マスタ(請求)

サービス種類コード	サービス項目コード	適用開始年月日	適用終了年月日	支給決定サービスコード	サービス提供時間数	...
11	6115	2009.04.01	-	112000	0001.00	...

$$40 \times 1 = 40 \text{時間}$$

介護給付費等明細書情報(契約情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	決定サービスコード	契約支給量	契約開始年月日	...
2010.03	991111	9910011111	9900000001	112000	030.00	2009.04.01	...

介護給付費等明細書情報(契約情報)(2)の契約支給量及び介護給付費等明細書情報(明細情報)(3)の回数
の設定内容を確認してください。

警告となった請求情報は、二次審査の結果、返戻となる場合があります。

- 1 契約情報の提出については、「10. 付録 (1)契約情報レコードの作成が必要なサービス」を参照してください。
- 2 障害児支援の場合、障害児給付費等明細書情報(契約情報)に置き換える。
- 3 障害児支援の場合、障害児給付費等明細書情報(明細情報)に置き換える。
- 4 サービス提供量の算出方法の詳細については、「10. 付録 (2)サービス提供量の算出方法」を参照してください。